

開業検討されている方はまずお問い合わせを！

我孫子市小児科診療所開業促進補助金

千葉県内初の取り組みとして、我孫子市内西側に小児を専門に診療する診療所を開設する医師等に対して、開業促進と事業継続を支援するため一部費用を補助します。

我孫子市西側で小児科診療所を開設すると

初年度
最大 1,500万円 + 2～5年目
100万円/年



補助対象者

小児科専門医の認定を受けた医師又は医療法人であること。

補助対象経費

- ・土地の取得に要する経費
- ・建物の取得に要する経費
- ・建物の改修に要する経費
- ・土地・建物の賃貸借に要する経費
- ・機器の取得に要する経費
- ・小児科診療運営に係る人件費に要する経費

補助要件

- ・小児科専門医の認定を受けた**55歳以下**の同一の医師が常勤でいること。
- ・小児科診療時間が1週間あたり30時間以上あること。(オンライン診療を除く。)
- ・補助金の交付認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に開業し、以後10年以上診療を継続する見込みがあること。
- ・一般社団法人我孫子医師会に加入すること。
- ・本市又は医師会が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。
- ・対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けていないこと。

事業区分	補助対象地区	補助金の額	
		1回目の交付	2～5回目の交付
		上限額	
小児科診療所の新規開業事業	補助対象重点地区(※2)	1,500万円	年100万円 ×4年間
	補助対象重点地区以外の補助対象地区(※1)	1,000万円	
小児科診療科目の新設事業	補助対象地区(※1)	500万円	

※1 補助対象地区；

根戸、台田、久寺家、久寺家1～2丁目、つくし野、つくし野1～7丁目、我孫子、我孫子1～4丁目、並木、根戸新田、船戸、我孫子新田、白山、本町、緑、寿、栄、若松、柴崎、柴崎台、青山台、青山、南青山、泉、天王台、東我孫子、高野山、高野山新田、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田

※2 補助対象重点地区；

我孫子1・2・4丁目、白山1・2丁目、本町1～3丁目、緑1丁目、天王台1～4丁目、柴崎台1・2・4丁目

○問い合わせ先○

我孫子市健康福祉部健康づくり支援課(保健センター) 計画推進係
☎04-7185-1126

